

佐賀県告示第74号

佐賀県漁港管理条例に基づく指定船舶及び漁港施設の指定（平成13年佐賀県告示第213号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
指定した施設を表示した図面は、佐賀県水産林務局漁港課に備え置く。			指定した施設を表示した図面は、佐賀県農林水産部農山漁村課及び唐津農林事務所 ¹ に備え置く。		
1 略			1 略		
2 指定船舶が使用すべき施設			2 指定船舶が使用すべき施設		
漁港名	施設の名称	施設の種類	漁港名	施設の名称	施設の種類
略			略		
高串漁港	略		高串漁港	略	
	道路護岸泊地C	略		道路護岸泊地C	略
	H物揚場（口）	略		<u>3号突堤泊地</u>	<u>指定船舶用泊地</u>
		H物揚場（口）		略	
唐房漁港	1号西防波堤泊地	略	唐房漁港	1号西防波堤泊地	略
	<u>4号物揚場（口）</u>	<u>物揚場</u>			
	<u>2号護岸（口）</u>	<u>護岸</u>		<u>2号-3.0m岸壁（口）</u>	<u>岸壁</u>
	<u>1号護岸（口）</u>	<u>護岸</u>			
	3号東防波堤泊地	略		3号東防波堤泊地	略
略			略		